

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく

「体験の機会場」の認定の申請等に関する手引き

令和2年1月1日

岡山市環境局環境部環境保全課

目 次

1 「体験の機会の場」の認定制度について	1
2 認定の対象について	1
3 申請者の要件について	1
4 認定の要件について	2
5 申請に当たっての提出書類・提出先など	3
6 認定の通知について	5
7 認定の有効期間について	5
8 変更又は廃止の届出について	5
9 認定の有効期間の更新について	6
10 事業実施状況の報告について	6
11 事故報告について	6
12 認定の取消しについて	6

様式集

(1) 申請関係	7
申請者チェック表	
体験の機会の場の認定申請書（施行規則様式第7号）	
法第20条第4項各号の規定に該当しない旨の説明書（要綱様式第1号）	
事業実績報告書（要綱様式第2号）	
収支決算書（要綱様式第3号）	
事業計画書（要綱様式第4号）	
収支予算書（要綱様式第5号）	
安全の確保を図るための措置に関する説明書（要綱様式第6号）	
業務の実施体制に関する説明書（要綱様式第7号）	
事業の実施者の同意書（要綱様式第8号）	
(2) 変更・廃止関係	20
認定体験の機会の場変更届出書（施行規則様式第8号）	
認定体験の機会の場廃止届出書（施行規則様式第9号）	
(3) 更新関係	22
認定体験の機会の場更新申請書（施行規則様式第10号）	
(4) 報告関係	23
事業実施状況報告書（要綱様式第9号）	
事故報告書（要綱様式第10号）	

参考

(1) 法・施行規則・要綱対比表	26
(2) 基本方針（抜粋）	31

1 「体験の機会の場」の認定制度について

体験の機会の場の認定制度とは、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、民間の土地・建物の所有者等が提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、都道府県知事等が認定する制度です。

通常は都道府県知事が認定を行いますが、政令市である岡山市では、体験の機会の場として提供する土地又は建物の全部が、岡山市の区域内に含まれる場合に限り、法律の特例により岡山市長が認定を行います。

なお認定を受けるにあたっては、以下の法令等や基本方針に適合していることが必要です。

- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」
(平成 15 年法律第 130 号。以下「法」という。)
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則」
(平成 24 年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号。以下「施行規則」という。)
- 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」
(平成 30 年 6 月 26 日閣議決定。以下「基本方針」という。)
- 「岡山市体験の機会の場の認定等に関する要綱」
(令和 2 年 1 月 1 日施行。以下「要綱」という。)

2 認定の対象について

認定の対象は、事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「国民、民間団体等」という。)が提供する自然体験活動等の体験の機会の場です。

<例>

(申請者と事業実施者が同一のケース)

事業者が、自社のリサイクル工場を工場見学のために学校に公開する場合の当該リサイクル工場

(申請者と事業実施者が異なるケース)

個人所有の里山をNPOに使用貸借し、NPOが自然体験行事などを行う場合の当該里山

3 申請者の要件について

認定の申請を行うことができる者は、体験の機会の場として提供する土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する国民、民間団体等です。

法第 20 条第 1 項

法第 20 条の 7 第 1 項

法第 1 条

法第 20 条第 1 項

法第 20 条第 1 項

なお、次のいずれかに該当する場合は申請できません。

- (1) 法第 20 条の 6 第 1 項の規定により認定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者
- (2) 法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体であっては、その代表者）のうち上記（1）に該当する者があるもの

4 認定の要件について

体験の機会の場合で行う事業の内容等が、次のすべての要件に適合していることが必要です。

(1) 基本方針に照らして適切なものであること。

【具体的な留意点】

- ・基本方針の 2 (2)⑥「体験の機会の場合の認定」に示す内容に沿っている。
- ・基本方針の 1 (3)「取組の基本的な方向」に記す内容に反していない。
- ・その他基本方針全体に照らして適切なものである

(2) 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。

【具体的な留意点】

- ・地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施している。
- ・参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた様々な経験をする機会を提供している。

(3) 適切な計画が定められていること。

【具体的な留意点】

- ・事業に計画性があり、体験の機会の場合で行う事業が確実に実施される見込みがある。

(4) 認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。

【具体的な留意点】

- ・緊急時の対応（連絡体制等を含む）が定められている。
- ・スタッフへの事前講習が行われている。
- ・安全確保のためのマニュアルを作成している、又は今後作成を予定している。
- ・事故発生時に備えて、事業者が責任を果たすことができる対策がなされている。（施設賠償責任保険、レクリエーション保険の加入等）

(5) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

【具体的な留意点】

- ・正当な事由を除き、国籍や信条、所属団体等を理由として、参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行っていない。

法第 20 条第 4 項

法第 20 条第 1 項
施行規則第 8 条

(6) 利益の分配その他営利を主たる目的とするものでないこと。

【具体的な留意点】

・事業への参加費用等による事業収益を株主に配当するなどしていない。

(7) 認定の申請に係る体験の機会で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。

(8) 当該事業が行われる土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。

【具体的な留意点】

・土地や建物について、危険回避のための安全対策がとられている。

・施設等の保守管理、メンテナンスが行われている。

・附属設備、備品等の保守管理、メンテナンスが行われている。

5 申請に当たっての提出書類・提出先など

(1) 申請の受付期間

随時受け付けます。

(2) 申請書類

「体験の機会の際の認定申請書」(施行規則様式第7)に、次の「申請時添付書類一覧表」に掲げる書類を添付して申請してください。また、「申請者チェック表」に必要な事項を記入して、申請書類とともに提出してください。

法第20条第3項
施行規則第9条
要綱第3条

申請時添付書類一覧表

	添付書類の種類	書類名
1	申請者が個人である場合は、その住民票の写し	住民票の写し(発行日から6か月以内のもの。)
	申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	○株式会社、社団法人、NPO法人等については、定款及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。) ○財団法人等については、寄附行為及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。) ○その他団体については、団体規約等(団体名、団体の連絡先、代表者の氏名及び住所等、団体の目的、実施している事業、活動の内容、役員に関する事項等について記載されたもの。)
2	申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面	法第20条第4項各号の規定に該当しない旨の説明書(要綱様式第1号)

3	申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の実績を記載した書類	事業実績報告書（要綱様式第2号） 収支決算書（要綱様式第3号）
4	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	事業計画書（要綱様式第4号） 収支予算書（要綱様式第5号）
5	認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類	安全の確保を図るための措置に関する説明書（要綱様式第6号）
6	認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	業務の実施体制に関する説明書（要綱様式第7号）
7	認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類	※事業計画書（要綱様式第4号）に記載すること
8	認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	○位置図（縮尺1:25,000以上） ○公図（発行日から6か月以内のもの。） ○登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの。） ○申請者が、当該土地又は建物の所有者でない場合は、当該土地又は建物の登記事項証明書に代えて、当該土地又は建物に係る賃借権や使用貸借権等を証明する書類の写し
9	認定の申請に係る体験の機会の場合において環境保全の意欲の増進に関する	（申請者と事業実施者が異なる場合のみ） 事業の実施者の同意書（要綱様式第8号）

	事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書	
10	その他参考となるべき事項を記載した書類	次のような書類が考えられる。 ○申請者の事業・活動概要を示したパンフレット等 ○当該事業の内容がわかるチラシ・パンフレット等 ○当該事業の行程や動線が分かる図面等

(3) お問い合わせ・提出先

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号
岡山市環境局環境部環境保全課自然保護係
TEL 086-803-1284 FAX 086-803-1887
E-mail kankyohozen@city.okayama.lg.jp

6 認定の通知について

書類審査及び現地調査等により、認定の要件に適合するかどうかを確認し、その結果を通知します。

法第20条第6項
同条第7項
要綱第4条

7 認定の有効期間について

認定の有効期間は、認定日から、認定日から4年を経過する日の翌日が属する年度の末日までとします。ただし、当該体験の機会の場を提供する期間が有効期間に満たない場合は、その期間とします。

法第20条の2第1項
要綱第6条

8 変更又は廃止の届出について

認定を受けた体験の機会の場（以下「認定体験の機会の場」という。）を提供する国民、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、法第20条第3項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、「認定体験の機会の場変更届出書」（施行規則様式第8）に、5（2）「申請時添付書類一覧表」に掲げる書類のうち変更事項に係る書類を添付して提出してください。

法第20条第8項
施行規則第10条
要綱第5条

また、認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、「認定体験の機会の場廃止届出書」（施行規則様式第9）を提出してください。

9 認定の有効期間の更新について

認定の有効期間の更新を受けようとする場合は、有効期間の満了する日の30日前までに、「認定体験の機会の場合更新申請書」(施行規則様式第10)に、5(2)「申請時添付書類一覧表」に掲げる書類のうち更新時に修正又は差替え等が必要となる書類を添付して提出してください。

当初認定の申請時に準じて、書類審査及び現地調査等により、認定の要件に適合するかどうかを確認し、その結果を通知します。

10 事業実施状況の報告について

毎年5月31日までに、「事業実施状況報告書」(要綱様式第9号)及び「収支決算書」(要綱様式第3号)により、前年度の事業の実施状況について報告してください。

なお、事業が年度を超えて行われる場合など、年度ごとの報告が困難である場合は、事前にその旨をご相談ください。

11 事故報告について

認定体験の機会の中で行う事業において、参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故があった場合は、「事故報告書」(要綱様式第10号)により速やかに報告してください。

12 認定の取消しについて

認定体験の機会の中で行う事業の内容等が、次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことがあります。

- (1) 認定体験の機会の中で行う事業の内容等が、4の認定の要件に適合しなくなったとき。
- (2) 認定民間団体等が、法第20条第8項の規定による届出(変更届又は廃止届)をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 認定民間団体等が、第20条の4第2項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (4) 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

法第20条の2第2項
施行規則第11条
要綱第7条

法第20条の4第1項
施行規則第12条
要綱第8条

法第20条の4第2項
要綱第9条

法第20条の6第1項

申請者チェック表
(申請者チェック欄に○を付ける。)

申請者			
体験の機会の場の名称			
住所			
担当者名			
電話		F A X	
e-mail			

(ここに記載されている個人情報は、体験の機会の場の認定に係る事務に関する連絡を行う際に利用するものです。)

1 申請要件について

法	チェック項目	申請者チェック欄	岡山市チェック欄
法第20条第1項	申請者は、体験の機会の場として提供する土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体であるか。		
法第20条の7第1項	体験の機会の場として提供する土地又は建物の全部が、岡山市の区域内に含まれているか。		

2 申請書類について

施行規則	チェック項目	申請者チェック欄	岡山市チェック欄
第9条第1項	体験の機会の場の認定申請書(施行規則様式第7) 必要事項が記入されているか。		
第2項第1号	(個人の場合) 住民票の写し(発行日から6か月以内のもの。)		
第2号	(法人その他の団体の場合) 株式会社、社団法人、NPO法人等については、定款及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。) 財団法人等については、寄附行為及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。) その他団体については、団体規約等(団体名、団体の連絡先、代表者の氏名及び住所等、団体の目的、実施している事業、活動の内容、役員に関する事項等について記載されたもの。)		
第3号	法第20条第4項各号の規定に該当しない旨の説明書(様式第1号) 必要事項が記入されているか。		
第4号	事業実績報告書(様式第2号) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の事業の実績を記載しているか。 必要事項が記入されているか。		
	収支決算書(様式第3号) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の収支決算を記載しているか。 必要事項が記入されているか。		

第5号 第8号	事業計画書(様式第4号)		
	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。		
	必要事項が記入されているか。		
	収支予算書(様式第5号)		
第6号	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。		
	必要事項が記入されているか。		
第7号	安全の確保を図るための措置に関する説明書(様式第6号)		
	必要事項が記入されているか。		
第9号	業務の実施体制に関する説明書(様式第7号)		
	必要事項が記入されているか。		
第9号	位置図(縮尺1:25,000以上)		
	公図(発行日から6か月以内のもの。)		
	登記事項証明書(発行日から6か月以内のもの。申請者が当該土地又は建物の所有者でない場合は、当該土地又は建物の登記事項証明書に代えて、当該土地又は建物に係る賃貸借契約書など、所有者との契約関係を証明する書類の写し。)		
第10号	(申請者と事業実施者が異なる場合) 事業の実施者の同意書(様式第8号)		
	必要事項が記入されているか。		
第11号	(その他参考となるべき事項を記載した書類) 次のような書類が考えられる。 ・申請者の事業・活動概要を示したパンフレット等 ・当該事業の内容がわかるチラシ・パンフレット等 ・当該事業の行程や動線が分かる図面等		

3 認定要件について

法 施行規則	認定要件	申請者チ ェック欄	岡山市チ ェック欄
法第20条 第1項第1 号	基本方針に照らして適切なものであること。 【具体的な留意点】 ・基本方針の2(2)⑥「体験の機会の場の認定」に示す内容に沿っている。 ・基本方針の1(3)「取組の基本的な方向」に記す内容に反していない。 ・その他基本方針全体に照らして適切なものである。		
規則第8条 第1項第1 号	環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。 【具体的な留意点】 ・地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施している。 ・参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた様々な経験をする機会を提供している。		
第2号	適切な計画が定められていること。 【具体的な留意点】 ・事業に計画性があり、体験の機会の場で行う事業が確実に実施される見込みがある。		

第3号	<p>認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応（連絡体制等を含む）が定められている。 ・スタッフへの事前講習が行われている。 ・安全確保のためのマニュアルを作成している、又は今後作成を予定している。 ・事故発生時に備えて、事業者が責任を果たすことができる対策がなされている。（施設賠償責任保険、レクリエーション保険の加入等） 		
第4号	<p>特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正当な事由を除き、国籍や信条、所属団体等を理由として、参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行っていない。 		
第5号	<p>利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業への参加費用等による事業収益を株主に配当するなどしていない。 		
第6号	<p>認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。</p>		
第2項	<p>認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地や建物について、危険回避のための安全対策がとられている。 ・施設等の保守管理、メンテナンスが行われている。 ・附属設備、備品等の保守管理、メンテナンスが行われている。 		

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

体験の機会の場の認定申請書

※整理番号

年 月 日

岡山市長 様

申請者 氏名 住所 印

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年 月 日から 月 日まで

備考

- ※の欄には、記載しないこと。
- 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第1号（第3条関係）

法第20条第4項各号の規定に該当しない旨の説明書	
年 月 日	
岡山市長 様	
氏名	
申請者	印
住所	
<p>環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則第9条第2項第3号に基づき下記のとおり説明します。</p>	
記	
<p>申請者は（※）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第4項各号に規定する欠格条項には該当していません。</p>	

備考

- 1 ※の「申請者は」は、「私は」、「当財団は」、「当団体は」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

法第20条第4項	次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。 一 第20条の6第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者 二 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに前号に該当する者があるもの
----------	--

事業実績報告書

事業実施年度	年度
--------	----

1 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の実績

(1) 事業名			
(2) 事業目的			
(3) 事業内容			
(4) 実施場所			
(5) 実施期間及び所要時間			
(6) 実施回数	回	回	回
(7) 参加対象者			
(8) 参加者数	延べ 人	延べ 人	延べ 人
(9) 1人又は1団体当たりの参加費用			
(10) 事故発生の有無※	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

※「(10) 事故発生の有無」欄は、参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無を記入し、「有」の場合は裏面に詳細を記入すること。

2 参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故及び再発防止措置

(1) 事業名			
(2) 事故発生年月日			
(3) 事故内容と対応			
(4) 再発防止措置			

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

収支決算書

事業実施年度 (又は報告対象期間)	年度 (年 月 日～ 年 月 日)
----------------------	-----------------------

事業名			
収入		支出	
項目	収入額	項目	支出額
合計		合計	

事業名			
収入		支出	
項目	収入額	項目	支出額
合計		合計	

事業名			
収入		支出	
項目	収入額	項目	支出額
合計		合計	

収入総計A		支出総計B	
-------	--	-------	--

A > Bの場合の 余剰金の使途	
---------------------	--

備考

- 1 収入欄は、参加費、助成金等の事業実施に伴う収入について記載すること。また、事業主からの持ち出し金等があれば、それについても記載すること。
- 2 支出欄は、講師謝金、場所代、人件費、庶務費、保険料等、事業実施に要した支出について記載すること。
- 3 収入総計が支出総計を上回った場合には、余剰金の使途について記載すること。例えば、「次年度の事業への繰越」、「〇〇購入のために積み立てる」などと記載すること。
なお、A = B又はA < Bの場合には、記載不要。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

事業計画書

事業実施年度	年度
--------	----

1 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業

(1) 事業名			
(2) 事業目的			
(3) 事業内容			
(4) 実施場所			
(5) 実施期間及び 所要時間			
(6) 実施回数	回	回	回
(7) 参加対象者			
(8) 1回当たりの 参加定員	人	人	人
(9) 1人又は1団体 当たりの参加費 用			

備考

- 1 申請の日が属する事業年度及び翌事業年度の2年度分について作成すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

収支予算書

事業実施年度	年度
--------	----

事業名			
収 入		支 出	
項 目	収入額	項 目	支出額
合 計		合 計	

事業名			
収 入		支 出	
項 目	収入額	項 目	支出額
合 計		合 計	

事業名			
収 入		支 出	
項 目	収入額	項 目	支出額
合 計		合 計	

収入総計A		支出総計B	
-------	--	-------	--

A > B の場合の 余剰金の使途	
----------------------	--

備考

- 1 申請の日が属する事業年度及び翌事業年度の2年度分について作成すること。
- 2 収入欄は、参加費、助成金等の事業実施に伴う収入について記載すること。また、事業主からの持ち出し金等があれば、それについても記載すること。
- 3 支出欄は、講師謝金、場所代、人件費、庶務費、保険料等、事業実施に要した支出について記載すること。
- 4 収入総計が支出総計を上回る場合には、余剰金の使途について記載すること。例えば、「次年度の事業への繰越」、「〇〇購入のために積み立てる」などと記載すること。
なお、A = B 又は A < B の場合には、記載不要。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

安全の確保を図るための措置に関する説明書

参加者・実施者の安全管理体制	安全管理責任者	(職名・氏名)
	緊急時の対応方法 (連絡体制等を含む)	
	スタッフへの事前講習	<input type="checkbox"/> 実施あり <input type="checkbox"/> 実施なし (今後の対応：)
	安全マニュアルの整備	<input type="checkbox"/> あり (写しを1部添付) <input type="checkbox"/> なし (今後の対応：)
	施設賠償責任保険やレクリエーション保険等の加入状況	
土地・建物の安全管理	危険個所の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (具体的箇所：)
	危険個所の表示	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (今後の対応：)
	危険個所の安全対策	
	施設等の保守管理、メンテナンスの方法及び点検・整備等の状況	
	附属設備・備品等の保守管理、メンテナンスの方法及び点検・整備等の状況	

備考

- 「緊急時の対応方法」欄は、責任者・スタッフ毎の役割分担や連絡体制、消防・医療機関などの関係機関との連携状況などについて具体的に記入すること。
- 危険個所の有無や表示の状況などが分かる図面や写真等を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

業務の実施体制に関する説明書

◎従事者に関する事項

番号	体験の機会の中で行う 業務に従事する者の氏名	役割 (※1)	知識及び経験に関する説明 (※2)		経験等の有無 (※3)	指導方法 (※4)
			○年 ○年～○年	○○大学○○科卒業 ○○事業のプログラム実施		
	(記入例) ○○ ○○	プログラム実施	○年 ○年～○年	○○大学○○科卒業 ○○事業のプログラム実施	◎	
1						
2						
3						
4						

備考

- 1 ※1には、全体統括、講師、プログラム実施、プログラム実施補助、会計などの役割を記入すること。
- 2 ※2には、体験の機会の中で行う事業に関係する経験や学歴等を、※3の分類の根拠が分かるように記載すること。
- 3 ※3には、施行規則第8条第1項第6号の「認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうか、以下の分類で記載すること。
 - ◎ 施行規則第8条第1項第6号に規定する者の場合
 - 施行規則第8条第1項第6号に規定する「これと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当する場合
 - × ◎及び○以外の者の場合
- 4 ※4には、※3が「×」の場合、施行規則第8条第1項第6号の「指導の下に適切に行われるもの」に相当する指導の方法を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

事業の実施者の同意書

年 月 日

〇〇〇〇（申請者）様

下記のとおり，認定の申請に係る体験の機会の場合において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

体験の機会の場合の名称及び所在地																
体験の機会の場合で行う事業の内容																
体験の機会の場合で行う事業の対象となる者の範囲																
体験の機会の場合で行う事業のために当該体験の機会の場合を提供する期間	<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日から</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	年	月	日から	月	日まで										
年	月	日から	月	日まで												

事業実施者 氏名 印
住所

備考

- 1 事業実施者が法人その他の団体の場合にあつては，「氏名」については，法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し，「住所」については，主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。

様式第8（施行規則第10条関係）

認定体験の機会の場合変更届出書

整理番号

年 月 日

岡山市長 様

氏名

届出者

印

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項各号に掲げる事項を変更したので、同条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の場の名称		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		年 月 日
変更の理由		

備考

- 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 「体験の機会の場の名称」には、変更前の名称を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9（施行規則第10条関係）

認定体験の機会の場合廃止届出書							
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">整理番号</td> <td style="width: 100px; height: 20px;"></td> </tr> </table>		整理番号					
整理番号							
年 月 日							
岡山市長 様							
届出者	氏名						
住所	印						
認定体験の機会の場合を廃止したので、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">体験の機会の場合の名称</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">廃止の年月日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">廃止の理由</td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	体験の機会の場合の名称		廃止の年月日	年 月 日	廃止の理由		
体験の機会の場合の名称							
廃止の年月日	年 月 日						
廃止の理由							

備考

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定体験の機会場の更新申請書

※整理番号

年 月 日

岡山市長 様

申請者 氏名 住所 印

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の2第2項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会場の名称及び所在地					
体験の機会場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容					
体験の機会場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲					
認定の申請に係る事業のために体験の機会場を提供する期間	年	月	日から	月	日まで

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

事業実施状況報告書

年 月 日

岡山市長 様

報告者 氏名
住所 ④

認定に係る体験の機会の中で実施した事業について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の4第1項の規定により、次のとおり報告します。

体験の機会の名 称及び所在地	
事業実施年度 (又は報告対象期間)	年度 (年 月 日～ 年 月 日)

1 認定に係る体験の機会の中で実施した事業

(1) 事業名			
(2) 事業目的			
(3) 事業内容			
(4) 実施場所			
(5) 実施期間及び 所要時間			

(6) 実施回数	回	回	回
(7) 参加対象者			
(8) 参加者数	延べ 人	延べ 人	延べ 人
(9) 1人又は1団体 当たりの参加費用			
(10) 事故発生の 有無※	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

※「(10) 事故発生の有無」欄は、参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無を記入し、「有」の場合は詳細を下記に記入すること。

2 参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故及び再発防止措置

(1) 事業名			
(2) 事故発生年月日			
(3) 事故内容と対応			
(4) 再発防止措置			

備考

- 1 収支決算書（様式第3号）を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

事故報告書

年 月 日

岡山市長 様

報告者 氏名
住所 ⑩

認定体験の機会のある場で行う事業において、事故が発生しましたので報告します。

体験の機会のある場の名称 及び所在地	
事故発生日時	年 月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分頃
事故発生場所	
事故発生時の状況及び 対応の状況	
担当者名及び連絡先	電話：

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

法・施行規則・要綱対比表

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (平成15年法律第130号)	同法施行規則 (平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)	岡山市体験の機会の場の認定等に関する要綱 (令和2年1月1日施行)
第1条		<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号。以下「法」という。)第20条第1項の認定(以下単に「認定」という。)等を市長が行うに当たり、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則(平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
第20条 第1項		<p>(体験の機会の場の認定) 第2条 この要綱において「体験の機会の場」は、当該場として提供される土地又は建物の全てが市の区域内に含まれる場合に限るものとする。</p>
第20条 第1項 第1号		
第20条 第1項 第2号		
第20条 第1項 第3号	<p>(体験の機会の場の認定の基準) 第8条 法第二十条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。 二 適切な計画が定められていること。 三 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 五 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。 六 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に一年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。</p>	

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (平成15年法律第130号)	同法施行規則 (平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)	岡山市体験の機会の場の認定等に関する要綱 (令和2年1月1日施行)
第20条 第1項 第4号	2 法第二十条第一項第四号の主務省令で定める基準は、認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていることとする。	
第20条 第2項	2 都道府県は、その自然的社会的条件から環境保全の意欲の増進を効果的に推進するために必要があると認めるときは、基本方針を参酌して、条例で、前項各号に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができる。	
第20条 第3項	3 第一項の認定(以下この条から第二十条の三まで、第二十条の五、第二十条の六、第二十条の九及び第二十条の十において単に「認定」という。)の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名 二 体験の機会の場の名称及び所在地 三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容 四 その他主務省令で定める事項	
	<p>(認定の申請)</p> <p>第九条 法第二十条第一項の認定の申請をしようとする者は、同条第三項第一号から第三号までに定める事項のほか、次に掲げる事項を記載した様式第七による申請書を都道府県知事(法第二十条の七第一項に規定する場合にあっては同項に規定する指定都市等の長、法第二十条の八に規定する場合にあっては主務大臣。第十一条及び第十二条において同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>一 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲</p> <p>二 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し</p> <p>二 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの</p> <p>三 申請者が法第二十条第四項各号の規定に該当しないことを説明した書面</p> <p>四 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類</p> <p>五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書</p> <p>六 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置(当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。)について記載した書類</p> <p>七 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類</p> <p>八 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類</p> <p>九 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの</p> <p>十 認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書</p> <p>十一 その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	<p>(認定の申請に係る添付書類)</p> <p>第3条 施行規則第9条第2項第3号に規定する書面は、法第20条第4項各号の規定に該当しない旨の説明書(様式第1号)とする。</p> <p>2 施行規則第9条第2項第4号に規定する書類は、事業実績報告書(様式第2号)とし、当該事業に係る収支決算書(様式第3号)を添付するものとする。</p> <p>3 施行規則第9条第2項第5号に規定する事業計画書の様式は様式第4号、収支予算書の様式は様式第5号とする。</p> <p>4 施行規則第9条第2項第6号に規定する書類は、安全の確保を図るための措置に関する説明書(様式第6号)とする。</p> <p>5 施行規則第9条第2項第7号に規定する書類は、業務の実施体制に関する説明書(様式第7号)とする。</p> <p>6 施行規則第9条第2項第10号に規定する同意書は、事業の実施者の同意書(様式第8号)とする。</p>
第20条 第4項	4 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。 一 第二十条の六第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者 二 法人その他の団体であって、その役員(法人でない団体にあっては、その代表者)のうちに前号に該当する者があるもの	

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (平成15年法律第130号)	同法施行規則 (平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)	岡山市体験の機会の場の認定等に関する要綱 (令和2年1月1日施行)
<p>第20条第5項</p> <p>第20条第6項</p> <p>第20条第7項</p> <p>第20条第8項</p> <p>第20条の2第1項</p> <p>第20条の2第2項</p> <p>第20条の3第1項</p> <p>第20条の3第2項</p>	<p>5 都道府県知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>7 都道府県知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が第一項各号に掲げる要件(第二項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。)に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>8 認定を受けた体験の機会の場(以下「認定体験の機会の場」という。)を提供する国民、民間団体等(以下「認定民間団体等」という。)は、第三項各号に掲げる事項を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(認定の有効期間) 第二十条の二 都道府県知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。</p> <p>2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。</p> <p>(認定体験の機会の場に係る周知等) 第二十条の三 都道府県知事は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、第二十条第三項各号に掲げる事項について周知するよう努めるものとする。</p> <p>2 認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定体験の機会の場である旨の表示をすることができる。</p>	<p>(認定等) 第4条 市長は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が、法第20条第1項各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、認定するものとする。</p> <p>2 法第20条第6項に規定する通知は、体験の機会の場の認定通知書(参考様式1)により行うものとする。</p> <p>3 法第20条第7項に規定する通知は、体験の機会の場の認定要件に適合しない旨の通知書(参考様式2)により行うものとする。</p> <p>(変更の届出に係る添付書類) 第5条 施行規則第10条に規定する様式第8には、施行規則第9条第1項及び第2項に掲げる書類のうち変更事項に係る書類を添付するものとする。</p> <p>(認定の有効期間) 第6条 法第20条の2第1項に規定する有効期間は、認定日から、認定日から4年を経過する日の翌日が属する年度の末日までとする。ただし、当該体験の機会の場を提供する期間が有効期間に満たない場合は、その期間とする。</p> <p>(更新の申請等) 第7条 施行規則第11条に規定する申請書の提出は、有効期間の満了する日の30日前までに、施行規則第9条第2項に掲げる書類のうち、更新時に修正又は差替え等が必要となる書類を添付して行うものとする。 2 第4条から前条までの規定は、市長が行う有効期間の更新について準用する。この場合において、第4条第2項中「体験の機会の場の認定通知書(参考様式1)」とあるのは「体験の機会の場の更新認定通知書(参考様式3)」とする。</p>

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (平成15年法律第130号)	同法施行規則 (平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)	岡山市体験の機会の場の認定等に関する要綱 (令和2年1月1日施行)
第20条の4 第1項	<p>(報告、助言等) 第二十条の四 認定民間団体等は、毎年、主務省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。</p>	<p>(運営の状況の報告等) 第十二条 法第二十条の四第一項の規定による報告は、前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業に関する次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事が定める日までに提出することにより行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 実施の内容 二 実施の目的 三 実施の期間 四 実施の回数 五 参加に要する費用 六 参加者数 七 参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無並びに当該事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置 八 収支決算 <p>2 前項各号に掲げる事項(以下この項において「事業に関する事項」という。)については、前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業が年度を超えて行われる場合等年度ごとの事業に関する事項の報告が困難であるときは、都道府県知事が定める期間における事業に関する事項とする。</p>
第20条の4 第2項	<p>2 都道府県知事は、認定民間団体等に対し、当該認定体験の機会の場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の場の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。</p>	<p>(事故の報告) 第九条 認定体験の機会の場で行う事業において、参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故があった場合には、認定民間団体等は、法第20条の4第2項の規定に基づき、事故報告書(様式第10号)により速やかに市長に報告しなければならない。</p>
第20条の5 第1項	<p>(表示の制限) 第二十条の五 体験の機会の場を提供する者は、当該体験の機会の場の提供に係る土地又は建物が、認定を受けていないのに、認定を受けた体験の機会の場であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。</p>	
第20条の6 第1項	<p>(認定の取消し) 第二十条の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、第二十条第一項各号に掲げる要件(同条第二項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。)に適合しなくなったとき。 二 認定民間団体等が、第二十条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 三 認定民間団体等が、第二十条の四第二項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 四 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。 	
第20条の6 第2項	<p>2 都道府県知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知しなければならない。</p>	<p>(認定の取消しの通知) 第十条 法第20条の6第2項に規定する通知は、体験の機会の場の認定取消通知書(参考様式4)により行うものとする。</p>

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (平成15年法律第130号)	同法施行規則 (平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)	岡山市体験の機会の場の認定等に関する要綱 (令和2年1月1日施行)
<p>第20条の7 第1項</p> <p>第20条の7 第2項</p> <p>第20条の7 第3項</p>	<p>(大都市等の特例) 第二十条の七 第二十条、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、体験の機会の場として提供される土地又は建物の全部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第二十一条の五第六項において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(第二十一条の五第六項において「中核市」という。)又は都道府県に代わって当該事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行った市町村(以下この条及び第二十条の九において「指定都市等」という。)の区域内に含まれる場合においては、当該指定都市等の長が行う。この場合においては、第二十条、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び前条中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市等又は指定都市等の長に関する規定として指定都市等又は指定都市等の長に適用があるものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、第二十条第五項中「都道府県教育委員会」とあるのは「指定都市等の教育委員会」とする。</p> <p>3 第一項の規定により都道府県に代わって同項に規定する事務を処理することにつき都道府県知事と協議を行った市町村は、主務省令で定めるところにより、その旨及び当該事務を開始する日を公示するものとする。</p>	<p>(公示の方法) 第十三条 法第二十条の七第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p>
<p>第20条の9</p> <p>第20条の10</p>	<p>(認定等に対する国の情報提供等) 第二十条の九 国は、都道府県知事又は指定都市等の長が認定を行う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるとともに、体験の機会の場の提供及びその活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(省令への委任) 第二十条の十 第二十条から前条までに定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p>	<p>(事務) 第11条 この要綱に関する事務は、環境局環境部環境保全課において行う。</p> <p>(その他) 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（抜粋）

1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

（3）取組の基本的な方向

① 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向

ア 気候変動への対応等の課題に自ら進んで取り組むことの重要性

環境という私たち共通の生存基盤は、誰のものでもありません。誰のものでもないだけに、誰かが守り、良くしてくれるものではありません。社会を構成する個人、家庭、民間団体、事業者、行政等といったあらゆる主体が、自らの問題としてとらえ、環境問題に取り組む必要があります。こうした自覚を持った主体による自発的な取組は、自主性を基にした創意工夫により、より効果的な取組の枠組みをつくり出し、取組を更に進める原動力となります。さらに、各主体の参加により、環境問題にとどまらない様々な問題を地域や社会の中で自律的に改善し、持続可能な社会を多面的につくっていく力にもつながります。

気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全をはじめとする今日私たちが直面する課題は、こうした自発的な取組を必要としています。法にいう環境保全活動は、これらの課題に自発的に手足を動かして取り組んでいこうとする活動です。政府は、法に定める基本理念に基づき、また、気候変動対策その他の課題への取組の確固たる基盤とするべく、環境保全活動を支援し、環境保全の意欲の増進のための活動を促進する施策を講じていきます。

イ あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性

1992年（平成4年）の「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択された「環境と開発に関するリオ宣言（リオ宣言）」においては、環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することによって、最も適切に扱われると記述され、民間団体その他の様々な主体の環境保全への取組が重要であり、かつ、不可欠であることが明らかにされました。

社会を構成する個人、家庭、民間団体、事業者、行政等が、環境問題への取組を自らの問題としてとらえ、自発的に活動し、お互いの活動を理解し、立場を尊重し、適切な役割分担をすることにより、持続可能な社会づくりに取り組んでいくことが必要です。

特に、喫緊の課題となっている気候変動への対応や生物多様性の喪失等については、あらゆる主体による取組が必要であり、温室効果ガスの排出削減対策及び吸収源対策や、気候変動による被害の回避・軽減等を図る適応策、自然と共生する社会の実現等の具体的な成果に結びつくよう総合的に施策を進めていきます。

ウ 家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備

こうした活動を支える枠組みとして、1998年（平成10年）に「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」が制定され、その後、民間活動の促進に関連した法律の整備が進められてきました。こうした枠組みにより民間活動が社会の中に位置付けられ、更に取り組が活発化するという好循環が見られています。加えて、税制、助成、事業委託等により活動の経済的基盤が形づくられています。民間活動を支援するためには、自立的な活動を支える観点、行政や事業者との効果的な連携促進の観点から仕組みの整備や運用を進めていく必要があります。また、自発的な活動の重要性、自主性を尊重した取組の在り方についての各主体の理解を深める必要があります。

さらに、体系的な環境保全活動等を行うためには、多様な主体による連携が不可欠です。そのためには、活動の場で参加者の自発的な行動を上手に引き出したり促進したりする力（ファシリテーション力）、環境保全について異なる認識を持つ様々な人や組織の間の調整やネットワークづくりを行う役割を担う力（コーディネート力）は欠かせないものであり、こうした力を有する人材を育てていく必要があります。

また、環境問題は、日々の暮らしの中で、意識して取り組むことが大切となっており、環境保全の問題意識や取組を引き出す役割は、家庭、学校、職場、地域等の社会のあらゆる主体やあらゆる場が担っているといえます。

特に、地域における環境保全活動は、住民や民間団体等が参加し、地域ぐるみで循環共生型の社会づくりを目指すことが大切です。廃棄物処理施設の見学、身近な自然とのふれあい等の体験を通じて、環境と社会・経済とのつながりを実感していくことは重要です。また、地域循環共生圏、ひいては環境・生命文明社会の形成につなげていくため、都市部や地方部の交流など、地域を越えたつながりを構築していくことが求められます。

政府としては、家庭、学校、職場、地域等に対して、環境の保全に関する情報又は機会の提供等の支援を行い、各種行事等の自発的な活動が、主体性をいかしながら自律的に社会経済や地域の中で定着し、地域を越えた交流が促進されるよう、その環境づくりを進めます。

② 環境教育の推進方策についての取組の方向

環境教育については、1972年（昭和47年）の「ストックホルム人間環境宣言」においてその重要性が指摘され、その後、様々な国際会議での議論において、環境教育の目的は、①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することであることが明確に示されました。行動に結びつく人材を育てることが環境教育の重要な目的とされています。

環境教育は、このような指摘等から分かるように、あらゆる場において、また、対象となる人の発達段階又は生活の在り方に応じ、生涯にわたって行動に結びつくような人材を育てるという視点で行われることが必要です。

また、現在、人々の環境配慮行動や環境教育等実施状況を鑑みると、「持続可能な社会づくりへの主体的

な参加」と、循環と共生という観点からの参加の意欲をはぐくむための「体験活動」を促進することが重要です。

さらには、第五次環境基本計画に「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要である」といった考え方が掲げられました。

環境教育の目標、内容、手法とその実現のための施策については、以下のような共通の方向性があり、これを踏まえて推進する必要があります。

ア 環境教育がはぐくむべき能力

環境教育によって育成することを目指す人間像は、1（2）「環境保全のために求められる人間像」において示したとおりですが、そうした人間に求められる能力として、知識や思考力といった認知的な側面や、心情、態度、意欲及び感性など社会・情動的な側面の両面から捉える必要があり、大きくは、「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けることができ、これらをはぐくむのが環境教育の役割だといえます。

・「未来を創る力」

社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力

課題を発見・解決する力

客観的・論理的思考力と判断力・選択力

情報を活用する力

計画を立てる力

意思疎通する力（コミュニケーション能力）

他者に共感する力

多様な視点から考察し、多様性を受容する力

想像し、推論する力

他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力

地域を創り、育てる力

新しい価値を生み出す力 等

・「環境保全のための力」

地球規模及び身近な環境の変化に気付く力

資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力

環境保全のために行動する力 等

イ 環境教育に求められる要素

学校における環境教育は、各教科や総合的な学習の時間等で扱われています。また、職場や地域社会では、事業活動や地域の自然や社会に応じた環境教育が実施されています。

このように環境教育は、様々な場で様々な内容で実施されていますが、「ウ」において記述する手法を行うことを前提として、以下の要素を重視していきます。

- ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること
- ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること
- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと
- ・いのちの大切さを学ぶこと

なお、いのちの大切さを学ぶことについては、この地球上でいのちのあるものは相互に関わり合い、支え合う存在であることを感じ、理解することにより、社会全体がいのちを大切にできるようになることが必要です。

この際、外来種や増えすぎた野生生物が本来あるべき生態系を乱し、様々な被害の原因となっているとき、これらの生物を駆除する活動が、他の動物や植物のいのちを守りはぐくむために必要な場合もあることを、バランスよく学ぶことも重要です。

これらの内容は、身近な自然や地域の身近な課題を教材とすることで、学びに実感を伴わせることができ、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげることができます。

ウ 環境教育において特に重視すべき手法

環境教育の実践においては、知識の一方通行に終始させるのではなく、学習に参加する者から気づきを引き出し、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションによって、学びを深めていくことが重要です。

その際、自分の世界と違った世界をつなぐという視点が重要となります。人は人とのつながりの中で、知識を得て、理解を深め、価値観を形成させていきます。身近な家族や仲間のみならず、時には、日常や人生の過程で深く接して来なかった人との出会いが、つながりの本質や、自身や社会等の新しい価値を発見する一助となり、心を動かす大きな要因にもなり得ます。

特に、その手法としてこれまでも重要とされてきた「体験活動」は、この観点から意義や内容等を捉え直す必要があります。体験の内容は、自然体験に限られるものでなく、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常の生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、さらには、ロールモデルとなるような人との交流体験も重要となります。

また、その学びのプロセスについても、感性を働かせるというインプットだけではなく、その中から見

いだした意味や価値を他者に表現するというアウトプットまでを含めた一連の過程として整理する必要があります。

こうした学びの実践においては、以下の点に留意することで、これまでになかった気付きや感動を得られるほか、自尊感情や創造性を高めることができます。また、実践者においても、参加者の生き生きとした表情や態度を間近に見て、自尊感情等が高まることで、新たな取組の発案・創造につなげることができます。この学びは、学校教育における環境教育の実効性の向上に寄与するほか、企業の社員教育や地域住民に対する普及啓発にも有用です。

【体験活動を通じた学びの実践に求められる要素】

- ・「学ぶ側」が主体であることを十分に意識すること。
- ・学び合いを促進するファシリテーションを行うこと。
- ・感性を働かせて、自ら考えるというプロセスを設けること。
- ・体験した場で自身の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること。
- ・活動に遊びや創造の要素があり、楽しいと感じられる内容であること。
- ・人の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること。
- ・特定の結論や価値観に誘導しないよう留意すること。
- ・自己決定の機会を設け、それを尊重すること。
- ・褒められる機会が組み込まれていること。等

また、この「体験活動」を通じた学びを行う際には、特定の地域からの視点を持ったもの、特定の地域を拠点としたものとするなど、上述の効果に加え、人と環境との循環と共生に関する俯瞰的な理解の促進、地域間の交流人口やその地域を応援する関係人口の増加、地域の企業や地域自体の価値・活力の向上など複合的・波及的な効果が創出され、「地域循環共生圏」の創造にもつながっていきます。こうしたものは地域間の交流を促進する体験活動として特に積極的に進めていくことが必要です。

なお、持続可能な社会づくりへの参加促進という大きな目的を達成するためには、体験活動を一過性のイベントにしてはなりません。そのためにも、実践に関わる者が、各々の実践のねらいの具体化や、実践による効果（意識や行動の変容、創造的な事例の創出等）を可視化し、改善につなげていくことが必要です。この際、SDGsは各々の実践が持続可能な社会づくりにどう寄与するかというストーリーを考える上で旗印となり得ます。

③ 協働取組についての取組の方向

分野横断的な環境保全活動や環境教育等を体系的に推進するためには、単独の主体では限界があります。このため、国民、民間団体、学校、事業者等、そして国又は地方公共団体が相互に協力して取り組むことによって、環境保全活動や環境教育等の効果を高めることが可能となります。

また、協働取組を通じて形成されるネットワークや仲間は、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）と

も言える財産となるものであり、社会経済の発展の土台ともなる重要なものです。

そうした協働取組を効果的に実施するためには、次に掲げるような事項に留意することが必要です。

- ・ 対等な立場と役割分担
- ・ 相互理解と信頼醸成
- ・ コーディネーターやファシリテーターの活用
- ・ 情報公開と政策形成への参画

2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策

⑥ 体験の機会の場の認定

体験の機会の場は、地域や国を越えた交流を促進し、地場産業の担い手の育成や、ひいては日本の環境の魅力を海外に発信するポテンシャルを有しています。これを踏まえ、政府は、体験の機会の場を「地域や国を越えた交流の拠点」と位置付けて、地方公共団体と連携して認定の促進を図ります。また、環境教育等に関する研修・イベント等で場を積極的に活用するとともに、認定事業者の実践事例や自発的な研究成果を国内外問わず広く発信して、地域の魅力も高めていきます。

さらには、認定制度の実効性を高めるため、体験の機会の場の認定を受けた場合、その事業概要や成果等について広く周知する、認定を受けていることを証するマークを作成するなど、認知度の向上に努めていきます。

なお、認定に際しては、場の性質に応じて一定の安全確保が講じられることを認定要件として、体験の機会の場の信頼性の確保に努めます。